○国土交通省訓令第25号

国土交通省行政文書管理規則を次のように定める。

平成23年4月1日

国土交通大臣 大畠 章宏

国土交通省行政文書管理規則

改正 平成 2 6年 6月 2 6日 訓令第 3 5号 改正 平成 2 7年 3月 2 7日 訓令第 2号 改正 平成 3 0年 3月 2 9日 訓令第 3号 改正 平成 3 1年 3月 2 9日 訓令第 6 1号 改正 令和 2年 7月 3日 訓令第 8 1号 改正 令和 4年 3月 2 8日 訓令第 2 0号 改正 令和 4年 1 1月 9日 訓令第 4 8号 改正 令和 6年 3月 2 5日 訓令第 5号 改正 令和 7年 3月 1 9日 訓令第 5号 改正 令和 7年 5月 1 3日 訓令第 3 6号

目次

第1章 総則

第2章 管理体制

第3章 作成

第4章 整理

第5章 保存

第6章 行政文書ファイル管理簿

第7章 保存期間の延長、移管、廃棄

第8章 点検・監査及び管理状況の報告等

第9章 研修

第10章 秘密文書等の管理

第11章 補則

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、国土交通省(観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁を含む。以下同じ。)における行政文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この訓令における用語の定義は、次のとおりとする。
 - 一 「行政文書」とは、国土交通省の職員が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ ない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下同じ。)であって、国土交通省の職

員が組織的に用いるものとして、国土交通省が保有しているものをいう。ただし、法 第2条第4項各号に掲げるものを除く。

- 二 「行政文書ファイル等」とは、国土交通省における能率的な事務又は事業の処理及び 行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間 を同じくすることが適当であるものに限る。)を一の集合物にまとめたもの(以下 「行政文書ファイル」という。)及び単独で管理している行政文書をいう。
- 三 「行政文書ファイル管理簿」とは、国土交通省における行政文書ファイル等の管理を 適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了す る日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳 簿をいう。
- 四 「文書管理システム」とは、文書管理業務の業務・システム最適化計画(平成19年4月13日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき整備された政府全体で利用可能な文書管理システムをいう。
- 五 「本省」とは、国土交通省組織令(平成12年政令第255号)に規定する本省内 部部局等、施設等機関及び地方支分部局並びに国土地理院、小笠原総合事務所、自転 車活用推進本部及び海難審判所をいう。
- 六 「本省内部部局等」とは、国土交通省組織令に規定する本省内部部局等及びこれら に準ずるものとして本省の総括文書管理者の指定するものをいう。
- 七 「本省施設等機関等」とは、国土交通省組織令に規定する施設等機関及び地方支分 部局並びに国土地理院、小笠原総合事務所、自転車活用推進本部及び海難審判所並び にこれらに準ずるものとして本省の総括文書管理者の指定するものをいう。
- 八 「外局」とは、観光庁、気象庁、運輸安全委員会及び海上保安庁をいう。
- 九 「外局内部部局」とは、国土交通省組織令に規定する外局の内部部局及びこれらに 準ずるものとして外局の総括文書管理者の指定するものをいう。
- 十 「外局施設等機関等」とは、国土交通省組織令に規定する外局の施設等機関及び地 方支分部局並びにこれらに準ずるものとして外局の総括文書管理者の指定するものを いう。

第2章 管理体制

(総括文書管理者)

- 第3条 本省及び外局にそれぞれ総括文書管理者1名を置く。
- 2 総括文書管理者は、官房長並びに観光庁次長、気象庁総務部長、運輸安全委員会事務 局長及び海上保安庁総務部長をもって充てる。
- 3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - 一 行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
 - 二 行政文書の管理に関する内閣府との調整及び必要な改善措置の実施
 - 三 行政文書の管理に関する研修の実施
 - 四 組織の新設・改正・廃止に伴う必要な措置
 - 五 行政文書ファイル保存要領その他この訓令の施行に関し必要な細則の整備
 - 六 その他行政文書の管理に関する事務の総括

(公文書監理官)

第3条の2 大臣官房に置く公文書監理官は、総括文書管理者の職務を助け、及び公文書 管理に係る通報の処理に関する事務を行うものとする。

(副総括文書管理者)

- 第4条 本省及び外局にそれぞれ副総括文書管理者1名を置く。
- 2 副総括文書管理者は、大臣官房総務課長並びに観光庁総務課長、気象庁総務部総務課 長、運輸安全委員会事務局総務課長及び海上保安庁総務部政務課長をもって充てる。
- 3 副総括文書管理者は、第3条第3項に掲げる事務について総括文書管理者及び公文書 監理官を補佐するものとする。

(主任文書管理者等)

- 第5条 本省内部部局等、本省施設等機関等、外局内部部局及び外局施設等機関等に、それぞれ主任文書管理者を置く。
- 2 主任文書管理者は、総括文書管理者が指名する。
- 3 主任文書管理者は、本省内部部局等、本省施設等機関等、外局内部部局又は外局施設 等機関等の所掌に関する文書管理の事務を総括するものとする。
- 4 総括文書管理者は、主任文書管理者を補佐するものとして副主任文書管理者を指名することができるものとする。

(文書管理者)

- 第6条 総括文書管理者は、所掌事務に関する文書管理の実施責任者として、文書管理者 を指名する。
- 2 文書管理者は、その管理する行政文書について、次に掲げる事務を行うものとする。
 - 一 保存
 - 二 保存期間が満了したときの措置の設定
 - 三 行政文書ファイル管理簿への記載
 - 四 移管又は廃棄(移管・廃棄簿への記載を含む。)等
 - 五 管理状況の点検等
 - 六 行政文書の作成(第9条、第10条及び第11条)、標準文書保存期間基準(以下「保存期間表」という。)の作成(第14条第1項)等による行政文書の整理その他 行政文書の管理に関する職員の指導等

(文書管理担当者)

- 第6条の2 文書管理者は、その事務を補佐する者として、文書管理担当者を指名する。
- 2 文書管理者は、文書管理担当者を指名後、速やかに主任文書管理者に当該文書管理担 当者の役職等を報告しなければならない。
- 3 主任文書管理者は、文書管理担当者の指名状況について、毎年度、総括文書管理者に 報告しなければならない。

(監査責任者)

- 第7条 国土交通省に監査責任者1名を置く。
- 2 監査責任者は、公文書監理官をもって充てる。
- 3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。
- 4 監査責任者は、前項に掲げる事務を補佐するものを指名することができるものとする。

(職員の責務)

第8条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び訓令等並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、行政文書を適正に管理しなければならない。

第3章 作成

(文書主義の原則)

第9条 職員は、文書管理者の指示に従い、法第4条の規定に基づき、法第1条の目的の 達成に資するため、国土交通省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに国土交 通省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に 係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(文書の作成等)

- 第10条 別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の行政文 書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。
- 2 前条の文書主義の原則に基づき、国土交通省内部の打合せや国土交通省外部の者との 折衝等を含め、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実 施の方針等に影響を及ぼす打合せ等(以下「打合せ等」という。)の記録については、 文書を作成するものとする。
- 3 歴史的緊急事態(国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。)に対応するために行われた業務については、軽微なものを除き、将来の教訓として極めて重要であり、保存期間満了時には原則として独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。)へ移管する文書として、記録を作成するものとする。
- 4 法令等の定めにより紙媒体での作成・保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作成又は取得することを基本とする。

(適切・効率的な文書作成)

- 第11条 文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、その内容について原則として複数の職員による確認を経た上で、文書管理者が確認するものとする。作成に関し、部局長等上位の職員から指示があった場合は、その指示を行った者の確認も経るものとする。
- 2 国土交通省の外部の者との打合せ等の記録の作成に当たっては、国土交通省の出席者による確認を経るとともに、可能な限り、当該打合せ等の相手方(以下「相手方」という。)の発言部分等についても、相手方による確認等により、正確性の確保を期するものとする。ただし、相手方の発言部分等について記録を確定し難い場合は、その旨を判別できるように記載するものとする。
- 3 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、電子掲示板 等を活用し職員の利用に供するものとする。
- 4 文書の作成に当たっては、常用漢字表 (平成22年内閣告示第2号)、現代仮名遣い (昭和61年内閣告示第1号)、送り仮名の付け方 (昭和48年内閣告示第2号)及び

外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)等により、分かりやすい用字用語で的確かつ 簡潔に記載しなければならない。

第4章 整理

(職員の整理義務)

- 第12条 職員は、次条及び第14条に従い、次に掲げる整理を行わなければならない。
 - 一 作成又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び 保存期間の満了する日を設定すること。
 - 二 相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物(行政文書ファイル)にまとめる こと。
 - 三 前号の行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保 存期間の満了する日を設定すること。

(分類・名称)

第13条 行政文書ファイル等は、当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて 系統的(三段階の階層構造)に分類(別表第1に掲げられた業務については、同表を参 酌して分類)し、分かりやすい名称を付さなければならない。

(保存期間)

- 第14条 文書管理者は、別表第1を踏まえ、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。
- 2 文書管理者は、保存期間表を定め、又は改定した場合は、主任文書管理者を通じ、総 括文書管理者に報告するものとする。
- 3 第12条第1号の保存期間の設定については、保存期間表に従い、行うものとする。
- 4 第12条第1号の保存期間の設定及び保存期間表においては、法第2条第6項の歴史 公文書等(以下「歴史公文書等」という。)に該当するとされた行政文書にあっては、 1年以上の保存期間を定めるものとする。
- 5 第12条第1号の保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等に該当しないものであっても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。
- 6 第12条第1号の保存期間の設定においては、次に掲げる類型に該当する行政文書 (第4項、前項及び第7項の規定に該当するものを除く。)について、保存期間を1年 未満とすることができる。
 - 一 別途、正本が管理されている行政文書の写し
 - 二 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
 - 三 出版物や公表物を編集した文書
 - 四 国土交通省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
 - 五 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
 - 六 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
 - 七 保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業 務単位で具体的に定められた文書

- 7 第12条第1号の保存期間の設定においては、通常は1年未満の保存期間を設定する 類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的 な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するもの とする。
- 8 第12条第1号の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日(以下「文書作成取得日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日又は文書作成取得日の属する年度の翌々年度の4月1日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 9 第12条第3号の保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。
- 10 第12条第3号の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日(以下「ファイル作成日」という。)の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日又はファイル作成日の属する年度の翌々年度の4月1日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。
- 11 第3項、第8項及び第9項の規定にかかわらず、文書管理者は、行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、行政文書ファイルの保存期間の起算日以後に作成し、 又は取得した行政文書であって当該行政文書ファイルに係る事務又は事業に附帯する事務又は事業に関するものについて、保存期間を文書作成取得日から当該行政文書ファイルの保存期間の満了する日までとし、当該行政文書ファイルにまとめることができる。
- 12 第8項及び第10項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。

第5章 保存

(行政文書ファイル保存要領)

- 第15条 総括文書管理者は、行政文書ファイル等の適切な保存に資するよう、行政文書ファイル保存要領を作成するものとする。
- 2 行政文書ファイル保存要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 紙文書の保存場所・方法
 - 二 電子文書の保存場所・方法
 - 三 引継手続
 - 四 その他適切な保存を確保するための措置

(保存)

- 第16条 文書管理者は、行政文書ファイル保存要領に従い、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならない。ただし、他の文書管理者等に引き継いだ場合は、この限りでない。
- 2 行政文書については、法令等の定めにより紙媒体での保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により体系的に管理することを基本とする。

(集中管理の推進)

第17条 国土交通省における行政文書ファイル等の集中管理については、総括文書管理 者が定めるところにより、推進するものとする。

第6章 行政文書ファイル管理簿

(行政文書ファイル管理簿の調製及び公表)

- 第18条 総括文書管理者は、国土交通省の行政文書ファイル管理簿について、公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年政令第250号。以下「施行令」という。)第11条に基づき、文書管理システムをもって調製するものとする。
- 2 行政文書ファイル管理簿は、インターネットで公表するとともに、あらかじめ定めた 事務所に備えて一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、又は変更した場合に は、当該事務所の場所を官報で公示しなければならない。

(行政文書ファイル管理簿への記載)

- 第19条 文書管理者は、少なくとも毎年度一回、管理する行政文書ファイル等(保存期間が1年以上のものに限る。)の現況について、施行令第11条第1項各号に掲げる事項を行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない。
- 2 前項の記載に当たっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年 法律第42号)第5条各号に規定する不開示情報に該当する場合には、当該不開示情報 を明示しないようにしなければならない。
- 3 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、国立公文書館に移 管し、又は廃棄した場合は、当該行政文書ファイル等に関する行政文書ファイル管理簿 の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について、総括文書管理者 が調製した移管・廃棄簿に記載しなければならない。

第7章 保存期間の延長、移管、廃棄

(保存期間が満了したときの措置)

- 第20条 文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表第2に基づき、保存期間の 満了前のできる限り早い時期に、法第5条第5項の保存期間が満了したときの措置を定 めなければならない。
- 2 前項の措置は、行政文書ファイル管理簿への記載により定めるものとし、定める際は総括文書管理者の確認を得るものとする。
- 3 総括文書管理者は、前項の確認を行う際には国立公文書館の専門的技術的助言を求めるものとし、助言の内容に沿って、文書管理者は第1項の措置の変更等の必要な対応を行うものとする。ただし、保存期間3年以下の行政文書ファイル等については、当該助言を求めることなく前項の確認を行えることとし、確認後、保存期間満了時の措置に従って、適宜第22条第2項に規定する協議又は移管に必要な手続を行うものとする。

(保存期間の延長)

- 第21条 文書管理者は、施行令第9条第1項に掲げる場合にあっては、同項に定めると ころにより、行政文書ファイル等を保存し続けなければならない。
- 2 文書管理者は、施行令第9条第2項に基づき、保存期間を延長することができる。

(移管又は廃棄)

- 第22条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第20条第1項の規定により定めた措置に基づき、国立公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。
- 2 文書管理者は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者を通じ内閣府に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣府の同意が得られないときは、当該文書管理者は、総括文書管理者を通じ内閣府と協議の上、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定し、又は国立公文書館に移管するものとする。
- 3 文書管理者は、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等であって、第14条第6項各号に該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、同条第4項、第5項及び第7項に該当しないことを確認した上で、廃棄するものとする。
- 4 前項の場合において、文書管理者は、総括文書管理者があらかじめ定めた一定の期間 ごとに、当該行政文書ファイル等の類型及び廃棄の時期について記録するものとする。
- 5 主任文書管理者又は副主任文書管理者は、前項の記録を、当該期間終了後速やかに、 一括して公表するものとする。
- 6 文書管理者は、第1項の規定により移管する行政文書ファイル等に、法第16条第1 項第1号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館において利用の制限を行うこ とが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、国立公文書館に 意見を提出しなければならない。その場合には、利用制限を行うべき情報が含まれてい る旨及び利用制限を行うべき理由について、記載するものとする。なお、法第16条第 2項に規定する利用請求に際し、国立公文書館からの確認があった場合は、必要な対応 を行うものとする。
- 7 文書管理者は、行政文書ファイル等を国立公文書館に移管する際、電子文書のパスワードの解除、利用可能な電子ファイル形式への変換等、国民の利用に供することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 8 総括文書管理者は、内閣府から、法第8条第4項の規定により、行政文書ファイル等 について廃棄の措置をとらないように求められた場合には、必要な措置を講ずるものと する。

第8章 点検・監査及び管理状況の報告等

(点検・監査)

- 第23条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行い、その結果を主任文書管理者を通じ総括文書管理者及び公文書監理官に報告しなければならない。
- 2 監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、監査を行い、 その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- 3 総括文書管理者及び公文書監理官は、点検又は監査の結果等を踏まえ、行政文書の管理について必要な措置を講ずるものとする。

(紛失等への対応)

- 第24条 文書管理者は、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに主任文書管理者を通じ総括文書管理者及び公文書監理官に報告しなければならない。
- 2 総括文書管理者及び公文書監理官は、前項の報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、事案の内容、影響等に応じて、行政 機関の長に報告し、公表等の措置を講ずるものとする。

(管理状況の報告等)

- 第25条 総括文書管理者は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理状況について、毎年度、内閣府に報告するものとする。
- 2 総括文書管理者は、法第9条第3項又は第4項の規定による求め及び実地調査が行われる場合には、必要な協力を行うものとする。
- 3 総括文書管理者は、内閣府から法第31条の規定による勧告があった場合には、必要 な措置を講ずるものとする。

第9章 研修

(研修の実施)

- 第26条 総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行うため に必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとす る。
- 2 総括文書管理者は、職員が少なくとも毎年度一回、研修を受けられる環境を提供しな ければならない。
- 3 文書管理者は、職員の受講状況について、主任文書管理者を通じ、総括文書管理者に 報告しなければならない。

(研修への参加)

- 第27条 文書管理者は、総括文書管理者及び国立公文書館その他の機関が実施する研修 に職員を積極的に参加させなければならない。
- 2 職員は、適切な時期に研修を受講しなければならない。

第10章 秘密文書等の管理

(特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書の管理)

第28条 職員は、特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)並びに同令第11条第1項の規定に基づき定められた国土交通省特定秘密保護規程(平成26年12月9日国土交通省訓令第40号)、気象庁特定秘密保護規程(平成26年12月10日気象庁訓令第14号)、海上保安庁における特定秘密の保護に関する訓令(平成26年12月9日海上保安庁訓令第25号)及び運輸安全委員会特定秘密保護規程(平成26年12月10日運輸安全委員会訓令第3号)に基づき管理するものとする。また、重要経済安保情報(重要経済安保情報の保護及び活用に関する

法律(令和6年法律第27号)第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。)を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令(令和7年政令第26号)、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準(令和7年1月31日閣議決定)並びに同令第11条第1項の規定に基づき定められた国土交通省重要経済安保情報保護規程(令和7年5月16日国土交通省訓令第35号)、気象庁重要経済安保情報保護規程(令和7年5月16日気象庁訓令第8号)、海上保安庁における重要経済安保情報の保護に関する訓令(令和7年5月16日海上保安庁訓令第13号)及び運輸安全委員会重要経済安保情報保護規程(令和7年5月2日運輸安全委員会訓令第1号)に基づき管理するものとする。

(特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)

- 第29条 特定秘密又は重要経済安保情報以外の公表しないこととされている情報が記録 された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(特定秘密である情報又は重要経済安 保情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。)については、次に掲げ るとおり管理するものとする。
 - 一 秘密文書は、次の種類に区分し、指定する。
 - イ 極秘文書 秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与える おそれのある情報を含む行政文書
 - ロ 秘文書 極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならな い情報を含む極秘文書以外の行政文書
 - 二 秘密文書の指定は、極秘文書については本省内部部局等、本省施設等機関等、外局内部部局及び外局施設等機関等の長が、秘文書については文書管理者が、期間 (極秘文書については5年を超えない範囲内の期間とする。第三号において同じ。)を定めてそれぞれ行うものとし(以下これらの指定をする者を「指定者」という。)、その指定は必要最小限にとどめるものとする。
 - 三 指定者は、秘密文書の指定期間(この規定により延長した指定期間を含む。以下同じ。)が満了する時において、満了後も引き続き秘密文書として管理を要すると認めるときは、期間を定めてその指定期間を延長するものとする。また、指定期間は、通じて当該行政文書の保存期間を超えることができないものとする。
 - 四 秘密文書は、その指定期間が満了したときは、当該指定は、解除されたものとし、また、その期間中、指定者が秘密文書に指定する必要がなくなったと認めるときは、指定者は、速やかに秘密文書の指定を解除するものとする。
 - 五 指定者は、秘密文書の管理について責任を負う者を秘密文書管理責任者として指 名するものとする。
 - 六 秘密文書は、秘密文書を管理するための簿冊において管理するものとする。
 - 七 秘密文書には、秘密文書と確認できる表示を付すものとする。
 - 八 総括文書管理者は、秘密文書の管理状況について、毎年度、国土交通大臣並びに 観光庁長官、気象庁長官、運輸安全委員会委員長及び海上保安庁長官に報告するも

のとする。

- 九 他の行政機関に秘密文書を提供する場合には、秘密文書管理責任者又は秘密文書 管理責任者が指名する者が、あらかじめ当該秘密文書の管理について、提供先の行 政機関と協議した上で行うものとする。
- 十 総括文書管理者は、この訓令の定めを踏まえ、秘密文書の管理に関し必要な事項の 細則を規定する秘密文書の管理に関する要領を定めるものとする。

第11章 補則

(行政文書管理規則の閲覧)

- 第30条 この規則は、閲覧所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (文書の受付等の取扱い)
- 第31条 文書の受付、配布、起案、決裁、施行、貸出し等については、国土交通省行政 文書取扱規則(平成23年国土交通省訓令第26号)等の定めるところによる。 (法令等に基づく特別の定め)
- 第32条 法律及びこれに基づく命令の規定により、行政文書の分類、作成、保存、廃棄 その他の行政文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあっ ては、当該事項については、当該法律及びこれに基づく命令の定めるところによる。 (細則)
- 第33条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。 (読み替え)
- 第34条 第18条中「文書管理システム」とあるのは、文書管理システムを導入していない組織であって、独自のシステムを導入しているものにあっては「組織が整備したシステム」と、文書管理システムを導入していない組織であって、独自のシステムを導入していないものにあっては「電子的方式」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(国土交通省文書管理規則等の廃止)

- 第2条 次に掲げる訓令は、廃止する。
 - 一 国土交通省文書管理規則(平成13年1月6日国土交通省訓令第2号)
 - 二 地方整備局文書管理規則(平成13年1月6日国土交通省訓令第78号)
 - 三 北海道開発局文書管理規則(平成13年1月6日国土交通省訓令第80号)
 - 四 地方運輸局等文書管理規則(平成13年1月6日国土交通省訓令第82号)
 - 五 地方航空局文書管理規則(平成13年1月6日国土交通省訓令第31号)
 - 六 航空交通管制部文書管理規則(平成13年1月6日国土交通省訓令第84号) (経過措置)
- 第3条 第13条及び第14条の規定は、法施行前に作成・取得した行政文書又はまとめられた行政文書ファイル等(以下「旧行政文書ファイル等」という。)には適用しない。ただし、旧行政文書ファイル等についても、第13条及び第14条の規定による基準に変更するよう努めるものとする。

附 則(平成26年6月26日訓令第35号)

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。附 則(平成27年3月27日訓令第2号)(施行期日)

第1条 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 国土交通省行政文書取扱規則の一部を改正する訓令(平成27年国土交通省訓令第3号)に よる改正前の国土交通省行政文書取扱規則(平成23年国土交通省訓令第26号。以下「旧国土交 通省取扱規則」という。)第28条、地方整備局行政文書取扱規則の一部を改正する訓令(平成2 7年国土交通省訓令第4号)による改正前の地方整備局行政文書取扱規則(平成23年国土交通省 訓令第27号。以下「旧地方整備局取扱規則」という。)第28条、北海道開発局行政文書取扱規 則の一部を改正する訓令(平成27年国土交通省訓令第5号)による改正前の北海道開発局行政文 書取扱規則(平成23年国土交通省訓令第28号。以下「旧北海道開発局取扱規則」という。)第 28条及び海上保安庁行政文書取扱規則の一部を改正する訓令(平成27年海上保安庁訓令第13 号)による改正前の海上保安庁行政文書取扱規則(平成23年海上保安庁訓令第17号。以下「旧 海上保安庁取扱規則」という。)第28条の規定により指定された秘密文書で、この訓令の施行の 際現に効力を有するものは、この訓令による改正後の国土交通省行政文書管理規則(以下「新規 則」という。) 第29条の規定において秘密文書に指定されたものとみなす。この場合において、 旧国土交通省取扱規則第27条第1号、旧地方整備局規則第27条第1号、旧北海道開発局取扱規 則第27条(1)及び旧海上保安庁取扱規則第27条(1)の極秘に区分されていたものは新規則 第29条第1号イの極秘文書に区分され、旧国土交通省取扱規則第27条第2号、旧地方整備局規 則第27条第2号、旧北海道開発局取扱規則第27条(2)及び旧海上保安庁取扱規則第27条 (2) の秘に区分されていたものは新規則第29条第一号ロの秘文書に区分されたものとみなす。 なお、管理方法については、新規則第29条の規定及び秘密文書管理要領に基づき、適正な管理の ため必要な措置を講じるものとする。

附 則(平成30年3月29日訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日訓令第61号)

この訓令は、平成31年7月1日から施行する。

附 則(令和2年7月3日訓令第81号)

この訓令は、令和2年7月3日から施行する。

附 則(令和4年3月28日訓令第20号)

(施行期日)

第1条 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 第2条 この訓令による改正後の国土交通省行政文書管理規則(以下「新規則」という。)第14条第8項の規定は文書作成取得日が令和3年4月1日以後である行政文書について、同条第10項の規定はファイル作成日が同日以後である行政文書ファイルについて、それぞれ適用する。
- 第3条 新規則第14条第11項の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以後である行政文書について適用する。

第4条 新規則別表第1の規定は、文書作成取得日が令和4年4月1日以後である行政文書について適用する。ただし、文書管理者が行政文書の適切な管理に資すると認める場合には、文書作成取得日が同日前である行政文書について、同表を踏まえて定めた保存期間表に従い保存期間を設定することができる。

附 則(令和4年11月9日訓令第48号)

この訓令は、令和4年11月9日から施行する。

附 則(令和6年3月25日訓令第5号)

(施行期日)

- 第1条 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
- 第2条 この訓令による改正後の国土交通省行政文書管理規則第20条第3項及び別表第2の2(6)①のただし書の規定は、文書管理システムが改修された当該日の属する年度の翌年度の4月1日から施行することとする。

附 則(令和7年3月19日訓令第5号)

(施行期日)

この訓令は、官報の発行に関する法律(令和5年法律第85号)の施行の日(令和7年4月1日)から施行する。

附 則(令和7年5月13日訓令第36号)

この訓令は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和6年法律第27号) の施行の日(令和7年5月16日)から施行する。

別表第1 行政文書の保存期間基準

3	事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の	保存期間	具体例
	F D	未切り匹力	類型 (施行令別表の該当項)	NV.(12.59)[16]	六件の
法令	の制定又は	は改廃及びその経	1		
1	法律の制定及び経緯の経緯	(1)立案の検討	①立案基礎文書(一の項イ)	20年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			③立案の検討に関する調査研究文書 (一の項イ)		・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング
			法律案の審査の過程が記録さ		・法制局提出資料
			れた文書 (一の項ロ)		・審査録
		(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書(一の項ハ)		・各省への協議案・各省からの質問・意見・各省からの質問・意見に対する回答
		(4) 閣議	閣議を求めるための決裁文書 及び閣議に提出された文書(一の項ニ)		 ・5点セット(要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文) ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
		(5)国会審議	国会審議文書 (一の項へ) 官報公示に関する文書その他		 ・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣意見案 ・同案の閣議請議書 ・官報

i	1			1	
		の他の公布	の公布に関する文書(一の項		・公布裁可書(御署名原
			F)		本)
		(7)解釈又は運	①解釈又は運用の基準の設定		・外国・自治体・民間企
		用の基準の	のための調査研究文書(一		業の状況調査
		設定	の項チ)		・関係団体・関係者のヒ
					アリング
			②解釈又は運用の基準の設定		• 逐条解説
			のための決裁文書(一の項		・ガイドライン
			チ)		・訓令、通達又は告示
					・運用の手引
2	条約その	(1)締結の検討	①外国(本邦の域外にある国	30年	・交渉開始の契機
	他の国際		又は地域をいう。)との交		・交渉方針
	約束の締		渉に関する文書及び解釈又		・想定問答
	結及びそ		は運用の基準の設定のため		・逐条解説
	の経緯		の決裁文書(二の項イ及び		
	~ <u>/ 11</u> / —		=)		
			^ ②他の行政機関の質問若しく		・各省への協議案
			は意見又はこれらに対する		・各省からの質問・意見
			回答に関する文書その他の		・各省からの質問・意見
			他の行政機関への連絡及び		に対する回答
			当該行政機関との調整に関		
			する文書(二の項ロ)		
			③条約案その他の国際約束の		・外国・自治体・民間企
			案の検討に関する調査研究		業の状況調査
			文書及び解釈又は運用の基		・関係団体・関係者のヒ
			準の設定のための調査研究		アリング
			文書 (二の項ハ及び二)		・情報収集・分析
		(2)条約案の審	条約案その他の国際約束の案		・法制局提出資料
		查	の審査の過程が記録された文		・審査録
			書 (二の項ハ)		
		(3) 閣議	閣議を求めるための決裁文書	20年(・閣議請議書
			及び閣議に提出された文書(保存期間	・案件表
			二の項ニ)	満了時の	•配付資料
		(4)国会審議	国会審議文書 (二の項ニ)	措置を廃	・議員への説明
				棄の措置	・趣旨説明
				と定めた	・想定問答
				文書(経	• 答弁書
				済協力関	・国会審議録
		(5)締結	条約書、批准書その他これら	係等で定	・条約書・署名本書
			に類する文書 (二の項ホ)	型化し、	・調印書
1	1			1	ı

1	Ì			ا ما سام	11 V/ ~ 74 4.
					・批准・受諾書
					・批准書の寄託に関する
)につい	文書
		(6)官報公示そ	官報公示に関する文書その他	ては30	・官報
		の他の公布	の公布に関する文書(二の項	年)	· 公布裁可書(御署名原
			=)		本)
3	政令の制	(1)立案の検討	①立案基礎文書 (一の項イ)	20年	・基本方針
	定又は改				・基本計画
	廃及びそ				・条約その他の国際約束
	の経緯				・大臣指示
					政務三役会議の決定
			 ②立案の検討に関する審議会	,	開催経緯
			等文書(一の項イ)		諮問
					議事の記録
					•配付資料
					•中間答申、最終答申、
					中間報告、最終報告、
					, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
					建議、提言
			③立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間企
			究文書 (一の項イ)		業の状況調査
					・関係団体・関係者のヒ
					アリング
		(2)政令案の審	政令案の審査の過程が記録さ		• 法制局提出資料
		査	れた文書 (一の項ロ)		・審査録
		(3) 意見公募手	意見公募手続文書(一の項ハ		・政令案
		続)		・趣旨、要約、新旧対照
					条文、参照条文
					• 意見公募要領
					• 意見提出
					・提出意見を考慮した結
					果及びその理由
		(4)他の行政機	行政機関協議文書(一の項ハ		各省への協議案
		関への協議)		・各省からの質問・意見
					・各省からの質問・意見
					に対する回答
		(5) 閣議			・5点セット(要綱、政
		(つ) 四川 財災	及び閣議に提出された文書(令案、理由、新旧対照
			一の項二)		条文、参照条文)
			v/克一/ 		
					• 閣議請議書
					・案件表

	Ì			[• 配付資料
		(6) 官報公示そ	 官報公示に関する文書その他		・官報・公布裁可書(御
			の公布に関する文書(一の項		署名原本)
		*> E *> \(\Omega\)	\\		76 70 MYTY
		(7) 解釈 7 は 運	①解釈又は運用の基準の設定		・外国・自治体・民間企
			のための調査研究書(一の		業の状況調査
		設定	項手)		・関係団体・関係者のヒ
		以			
					アリング
			②解釈又は運用の基準の設定		• 逐条解説
			のための決裁文書(一の項		・ガイドライン
			チ)		・訓令、通達又は告示
					・運用の手引き
4	省令その	(1)立案の検討	①立案基礎文書 (一の項イ)	20年	・基本方針
	他の規則				・基本計画
	の制定又				・条約その他の国際約束
	は改廃及				・大臣指示
	びその経				・政務三役会議の決定
	緯		②立案の検討に関する審議会		・開催経緯
			等文書 (一の項イ)		· 諮問
					・議事の記録
					・配付資料
					· 中間報告、最終報告、
					提言
			 ③立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間企
			究文書 (一の項イ)		業の状況調査
					・関係団体・関係者のヒ
					アリング
		(2) 辛貝八貫子	 意見公募手続文書(一の項ハ		 ・省令案・規則案
			总允公券于航文音 () 均久()		· 趣旨、要約、新旧対照
		続)		
					条文、参照条文
					• 意見公募要領
					•意見提出
					・提出意見を考慮した結
					果及びその理由
		(3)制定又は改	省令その他の規則の制定又は		・省令案・規則案
		廃	改廃のための決裁文書(一の		・理由、新旧対照条文、
			項ホ)		参照条文
		(4)官報公示	官報公示に関する文書(一の		・官報
			項ト)		
		(5)解釈又は運	①解釈又は運用の基準の設定		・外国・自治体・民間企

		用の基準の	のための調査研究文書(一		業の状況調査
			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
		設定	の項チ)		・関係団体・関係者のヒ
					アリング
			②解釈又は運用の基準の設定		• 逐条解説
			のための決裁文書(一の項		・ガイドライン
			チ)		・訓令、通達又は告示
					・運用の手引
	、関係行政 びその経績		される会議又は省議(これらに	準ずるもの	を含む。)の決定又は了
5			①閣議を求めるための決裁文	20年	・歳入歳出概算
	定又は了	る閣議の求			・予算書(一般会計・特)
	解及びそ		書(三の項イ)		別会計・政府関係機関
	の経緯	の国会提出			
	~ / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	その他の重			, ・概算要求基準等
		要な経緯			• 閣議請議書
		女は単			• 案件表
					,,,,,,
			○マダッのルデ人に担けなる	ļ-·	•配付資料
			②予算その他国会に提出され		・予算書(一般会計・特
			た文書(三の項ハ)		別会計・政府関係機関
)
				 	• 予算参考資料
		(2)決算に関す	①閣議を求めるための決裁文		・決算書(一般会計・特
		る閣議の求	書及び閣議に提出された文		別会計・政府関係機関
		め及び決算	書(三の項イ))
		の国会提出			• 調書
		その他の重			• 予備費使用書
		要な経緯			・閣議請議書
					• 案件表
					•配付資料
			②決算に関し、会計検査院に	-	・決算書(一般会計・特
			送付した文書及びその検査		別会計・政府関係機関
			を経た文書 (三の項ロ))
					(※会計検査院保有のも
					のを除く。)
			③歳入歳出決算その他国会に	ļ-	・決算書(一般会計・特)
			提出された文書(三の項ハ		別会計・政府関係機関
		(3) 哲問士音書		-	
			録された文書(四の項イ)		•審査録
				ļ.	
l	l l	ガに送りる	②閣議を求めるための決裁文		• 答弁案

		閣議の求め	書及び閣議に提出された文		・閣議請議書
		及び国会に	書 (四の項ロ)		・案件表
		対する答弁			•配付資料
		その他の重	 ③答弁が記録された文書(四		 ・答弁書
		要な経緯	の項ハ)		
		(4) 基本方針、	①立案基礎文書(五の項イ)		基本方針
		基本計画又	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		基本計画
		は白書その			
		他の閣議に			大臣指示
		付された案			・政務三役会議の決定
			②立案の検討に関する審議会		開催経緯
			等文書(五の項イ)		· 諮問
		及び閣議の			議事の記録
		求めその他			・配付資料
		の重要な経			· 中間答申、最終答申
		緯(1の項			中間報告、最終報告
		から4の項			建議、提言
			 ③立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間:
			究文書(五の項イ)		業の状況調査
		ら(3)まで			・関係団体・関係者の
		に掲げるも			アリング
		のを除く。			- ・ ・任意パブコメ
)			・各省への協議案
		,	口)		- 各省からの質問・意見
					・各省からの質問・意
					に対する回答
			 ⑤閣議を求めるための決裁文		
			書及び閣議に提出された文		· 基本計画案 · 基本計画案
			書(五の項ハ)		· 左本可画来 - · 白書案
			日 \±L*ソで以 ' ソ		・ 口音采 ・ 閣議請議書
					・ 案件表
					· 采什农 · 配付資料
6	関係行政	関係行政機関	①会議の決定又は了解に係る	10年	・基本方針
J		の長で構成さ	·	107	- 基本計画
		れる会議の決			・
		定又は了解に			- ************************************
		•	 ②会議の決定又は了解に係る		・外国・自治体・民間:
			案の検討に関する調査研究		業の状況調査
			文書(六の項イ)		- ************************************
		協議その他の			アリング

	において 同じ。) の決定又 は了解及 び 緯		③会議の決定又は了解に係る 案の検討に関する行政機関 協議文書(六の項イ) ④会議に検討のための資料と して提出された文書(六の 項ロ)及び会議(大臣を構 成員とする会議に限る。) の議事が記録された文書		 ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見 に対する回答 ・配付資料 ・議事の記録
			⑤会議の決定又は了解の内容 が記録された文書(六の項 ハ)		・決定・了解文書
7	れに準ず るものを	は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①省議の決定又は了解に係る 案の立案基礎文書(七の項	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・外国・自治体・民間分業の状況調査 ・関係団体・関係者のもアリング ・配付資料 ・議事の記録
			④省議の決定又は了解の内容 が記録された文書(七の項 ハ)		・決定・了解文書
	の行政機関 経緯	- 関による申合せ又	は他の行政機関若しくは地方公	共団体に	対して示す基準の設定及で
8	複数の行 政機関に よる申合	複数の行政機 関による申合 せに関する立 案の検討及び	①申合せに係る案の立案基礎 文書 (八の項イ)	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のも

			③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書(八の項イ) ④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の機事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書(八の項ロ) ⑤申合せの内容が記録された文書(八の項ハ)		 ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料
9	機関に対して示す	基準の設定に 関する立案の 検討その他の 重要な経緯	①立案基礎文書(九の項イ) ②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ) ③立案の検討に関する調査研究文書(九の項イ)	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ
			④基準を設定するための決裁 文書その他基準の設定に至 る過程が記録された文書(九の項ロ) ⑤基準を他の行政機関に通知 した文書(九の項ハ)		アリング ・基準案 ・通知
1 0	団体に対して示す	基準の設定に 関する立案の 検討その他の 重要な経緯	①立案基礎文書(九の項イ) ②立案の検討に関する審議会	10年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・開催経緯

			等文書(九の項イ) ③立案の検討に関する調査研 究文書(九の項イ)		・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、 建議、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			④基準を設定するための決裁 文書その他基準の設定に至 る過程が記録された文書(九の項ロ)⑤基準を地方公共団体に通知 した文書(九の項ハ)		・基準案 ・通知
個人	又は法人の	権利義務の得喪			
-			①立案の検討に関する審議会	10年	• 開催経緯
	利義務の	(平成5年		,	• 諮問
	得喪及び	法律第88	****		議事の記録
	その経緯	号)第2条			•配付資料
		第8号ロの			· 中間答申、最終答申、
		審査基準、			中間報告、最終報告、
		同号ハの処			建議、提言
		分基準、同	 ②立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間企
		号ニの行政			業の状況調査
		指導指針及			・関係団体・関係者のヒ
		び同法第6			アリング
		条の標準的	 ③意見公募手続文書(十の項		審査基準案・処分基準
		な期間に関)		案・行政指導指針案
		する立案の			・意見公募要領
		検討その他			・提出意見
		の重要な経			・提出意見を考慮した結
		緯			果及びその理由
			④行政手続法第2条第8号口		・審査基準案・処分基準
			の審査基準、同号ハの処分		案・行政指導指針案
			基準及び同号二の行政指導		
			指針を定めるための決裁文		
			書(十の項)		
			⑤行政手続法第6条の標準的		・標準処理期間案

1	な期間を定めるための決裁		[
	文書(十の項)		
(2) 仁北 工 (本) 十		10年(*************************************
	許認可等をするための決裁文		
	書その他許認可等に至る過程		・埋田
	が記録された文書(十一の項		
等(以下「)	移管の措	
許認可等」		置をとる	
という。)		べきこと	
に関する重		を定めた	
要な経緯		ものに限	
		る。)又	
		は許認可	
		等の効力	
		が消滅す	
		る日に係	
		る特定日	
		以後5年	
(3) 行政手続法	不利益処分をするための決裁	処分がさ	・処分案
第 2 条第 4	文書その他当該処分に至る過	れる日に	・理由
号の不利益	程が記録された文書(十二の	係る特定	
処分(以下	項)	日以後5	
「不利益処		年	
分」という			
。) に関す			
る重要な経			
緯			
(4)補助金等(①交付の要件に関する文書(交付に係	・交付規則・交付要綱・
補助金等に	十三の項イ)	る事業が	実施要領
係る予算の		終了する	・審査要領・選考基準
執行の適正	②交付のための決裁文書その	日に係る	 ・審査案
化に関する		特定日以	
法律(昭和		後5年	
	③補助事業等実績報告書(十	-	 ・実績報告書
第179号			
)第2条第			
1項の補助			
金等をいう			
。以下同じ			
。)の交付			
に関する重			
に因りる里			

		要な経緯			
			①不服申立書又は口頭による	裁決、決	・不服申立書
			不服申立てにおける陳述の		
		議会等にお			14.00° E
		ける検討そ		される日	
			②審議会等文書(十四の項ロ	に係る特	・諮問
		な経緯)	定日以後	・議事の記録
				10年	・配付資料
					・答申、建議、意見
			③裁決、決定その他の処分を		・弁明書
			するための決裁文書その他		・反論書
			当該処分に至る過程が記録		・意見書
			された文書 (十四の項ハ)		
			④裁決書又は決定書(十四の		・裁決・決定書
			項二)		
		(6)国又は行政	①訴訟の提起に関する文書(訴訟が終	・訴状
		機関を当事	十五の項イ)	結する日	・期日呼出状
		者とする訴	②訴訟のにおける主張又は立	に係る特	・答弁書
		訟の提起そ	証に関する文書(十五の項	定日以後	・準備書面
		の他の訴訟	ロ)	10年	・各種申立書
		に関する重			・口頭弁論・証人等調書
		要な経緯			・書証
			③判決書又は和解調書(十五		・判決書
			の項ハ)		・和解調書
1 2	法人の権	(1) 行政手続法	①立案の検討に関する審議会	10年	・開催経緯
	利義務の		等文書 (十の項)		・諮問
	得喪及び	号口の審査			・議事の記録
	その経緯	基準、同号			・配付資料
		ハの処分基			・中間答申、最終答申、
		準、同号二			中間報告、最終報告、
		の行政指導			建議、提言
			②立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間企
		法第6条の	究文書(十の項)		業の状況調査
		標準的な期			・関係団体・関係者のヒ
		間に関する			アリング
			③意見公募手続文書(十の項		・審査基準案・処分基準
		その他の重要な奴婦)		案・行政指導指針案
		要な経緯			・意見公募要領
					・提出意見
			l		・提出意見を考慮した結

			果及びその理由
	④行政手続法第2条第8号口		・審査基準案・処分基準
	の審査基準、同号ハの処分		案·行政指導指針案
	基準及び同号ニの行政指導		
	指針を定めるための決裁文		
	書 (十の項)		
	⑤行政手続法第6条の標準的		・標準処理期間案
	な期間を定めるための決裁		
	文書(十の項)		
(2)許認可等に	許認可等をするための決裁文	10年(・審査案
関する重要	書その他許認可等に至る過程	国立公文	・理由
な経緯	が記録された文書(十一の項	書館への	
		移管の措	
		置をとる	
		べきこと	
		を定めた	
		ものに限	
		る。) 又	
		は許認可	
		等の効力	
		が消滅す	
		る日に係	
		る特定日	
		以後5年	
(3)不利益処分	不利益処分をするための決裁	処分がさ	・処分案
に関する重	文書その他当該処分に至る過	れる日に	・理由
要な経緯	程が記録された文書(十二の	係る特定	
	項)	日以後5	
		年	
(4)補助金等の	①交付の要件に関する文書(
交付(地方	十三の項イ)	る事業が	実施要領
公共団体に			・審査要領・選考基準
	②交付のための決裁文書その		
を含む。)	他交付に至る過程が記録さ		・理由
	れた文書 (十三の項ロ)	後5年	
要な経緯	③補助事業等実績報告書(十		・実績報告書
	三の項ハ)		
	①不服申立書又は口頭による	裁決、決	・不服申立書
に関する審	不服申立てにおける陳述の	定その他	・録取書
議会等にお	内容を録取した文書(十四	の処分が	

		ける検討そ	の項イ)	される日	
		の他の重要	②審議会等文書 (十四の項)	に係る特	• 諮問
		な経緯		定日以後	・議事の記録
				10年	・配付資料
					・答申、建議、意見
			③裁決、決定その他の処分を		・弁明書
			するための決裁文書その他		・反論書
			当該処分に至る過程が記録		・意見書
			された文書 (十四の項ハ)		
			④裁決書又は決定書(十四の		・裁決・決定書
			項二)		
		(6)国又は行政	①訴訟の提起に関する文書(訴訟が終	・訴状
		機関を当事	十五の項イ)	結する日	・期日呼出状
		者とする訴	②訴訟における主張又は立証	に係る特	・答弁書
		訟の提起そ	に関する文書(十五の項ロ	定日以後	・準備書面
		の他の訴訟)	10年	・各種申立書
		に関する重			・口頭弁論・証人等調書
		要な経緯			・書証
			③判決書又は和解調書(十五		・判決書
			の項ハ)		・和解調書
職員の	の人事に関	する事項			
1 3	職員の人	(1)人事評価実	①立案の検討に関する調査研	10年	・外国・自治体・民間企
	事に関す	施規程の制	究文書 (十六の項イ)		業の状況調査
	る事項	定又は変更			・関係団体・関係者のヒ
		及びその経			アリング
		緯	②制定又は変更のための決裁		・規程案
			文書 (十六の項ロ)		
			③制定又は変更についての協		・協議案
			議案、回答書その他の内閣		・回答書
			総理大臣との協議に関する		
			文書(十六の項ハ)		
			④軽微な変更についての内閣		・報告書
			総理大臣に対する報告に関		
			する文書 (十六の項ニ)		
		(2)職員の研修	①計画の立案に関する調査研	3年	・外国・自治体・民間企
		の実施に関	究文書 (十七の項)		業の状況調査
		する計画の			・関係団体・関係者のヒ
		立案の検討			アリング
		その他の職	②計画を制定又は改廃するた		・計画案
		員の研修に	めの決裁文書(十七の項)		

		関する重要	③職員の研修の実施状況が記		 ・実績
		な経緯	録された文書(十七の項)		
		(3)職員の兼業	職員の兼業の許可の申請書及	3年	・申請書
		の許可に関	び当該申請に対する許可に関		承認書
		する重要な	する文書 (十八の項)		
		経緯			
		(4) 退職手当の	退職手当の支給に関する決定	支給制限	• 調書
		支給に関す	の内容が記録された文書及び	その他の	
		る重要な経	当該決定に至る過程が記録さ	支給に関	
		緯	れた文書 (十九の項)	する処分	
				を行うこ	
				とができ	
				る期間又	
				は5年の	
				いずれか	
				長い期間	
その作	也の事項			1	
1 4	告示、訓	(1)告示の立案	①立案の検討に関する審議会	10年	• 開催経緯
	令及び通	の検討その	等文書 (二十の項イ)		• 諮問
	達の制定	他の重要な			・議事の記録
	又は改廃	経緯(1の			•配付資料
	及びその	項から13			·中間答申、最終答申、
	経緯	の項までに			中間報告、最終報告、
		掲げるもの			建議、提言
		を除く。)	②立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間の
			究文書(二十の項イ)		業の状況調査
					・関係団体・関係者のと
					アリング
			③意見公募手続文書(二十の		・告示案
			項イ)		意見公募要領
					・提出意見
					・提出意見を考慮した約
					果及びその理由
			 ④制定又は改廃のための決裁		・告示案
			文書 (二十の項ロ)		
			⑤官報公示に関する文書(二		・ 官報
			十の項ハ)		пти
		(2)訓令及び诵	①立案の検討に関する調査研	10年	
		達の立案の			業の状況調査
		検討その他			・関係団体・関係者のと
		1次 11 (27) [图	l		

ı	I	.			
		の重要な経			アリング
			②制定又は改廃のための決裁		・訓令案・通達案
		から13の	文書 (二十の項ロ)		・行政文書管理規則案
		項までに掲			• 公印規程案
		げるものを			
		除く。)			
1 5	予算及び	(1)歳入、歳出	①歳入、歳出、継続費、繰越	10年	・概算要求の方針
	決算に関	、継続費、	明許費及び国庫債務負担行		・大臣指示
	する事項	繰越明許費	為見積に関する書類並びに		・政務三役会議の決定
		及び国庫債	その作製の基礎となった意		・省内調整
		務負担行為	思決定及び当該意志決定に		・概算要求書
		の見積に関	至る過程が記録された文書		
		する書類の	(二十一の項イ)		
		作製その他	②財政法(昭和22年法律第		予定経費要求書
		の予算に関	34号)第20条第2項の		• 継続費要求書
		する重要な	予定経費要求書等並びにそ		• 繰越明許費要求書
		経緯(5の	の作製の基礎となった意思		国庫債務負担行為要求
		項 (1) 及 び	決定及び当該意思決定に至		書
		(4) に掲げ	る過程が記録された文書(・予算決算及び会計令第
		るものを除	二十一の項ロ)		12条の規定に基づく
		<.)			予定経費要求書等の各
					目明細書
			③①及び②に掲げるもののほ		・行政事業レビュー
			か、予算の成立に至る過程		• 執行状況調査
			が記録された文書(二十一		
			の項ハ)		
			 ④歳入歳出予算、継続費及び		・予算の配賦通知
			国庫債務負担行為の配賦に		
			関する文書(二十一の項ニ		
)		
		(2) 歳入及び歳	①歳入及び歳出の決算報告書	5年	・歳入及び歳出の決算報
		出の決算報		,	告書
		告書並びに			- 1 ・国の債務に関する計算
		国の債務に			書
		関する計算			・継続費決算報告書
		書の作製そ			・ 歳入徴収額計算書
		の他の決算			・支出計算書
		に関する重			・歳入簿・歳出簿・支払
		要な経緯(計画差引簿
		5 の項(2)			・徴収簿
I	l	1 0 0 7 8 (2)	l		M.VIA

ĺ	ĺ	T ~ 1 / 1 \			
		及び(4)に			・支出決定簿
		掲げるもの			・支出簿
		を除く。)			・支出負担行為差引簿
					・支出負担行為認証官の
					帳簿
			②会計検査院に提出又は送付		・計算書
			した計算書及び証拠書類(・証拠書類
			二十二の項ロ)		(※会計検査院保有のも
					のを除く。)
			③会計検査院の検査を受けた		・意見又は処置要求
			結果に関する文書(二十二		(※会計検査院保有のも
			の項ハ)		のを除く。)
			④①から③までに掲げるもの		・調書
			のほか、決算の提出に至る		
			過程が記録された文書(二		
			十二の項ニ)		
			⑤国会における決算の審査に		・警告決議に対する措置
			関する文書(二十二の項ホ		・指摘事項に対する措置
)		
1 6	機構及び	機構及び定員	機構及び定員の要求に関する	10年	・大臣指示
	定員に関	の要求に関す	文書並びにその基礎となった		・政務三役会議の決定
	する事項	る重要な経緯	意思決定及び当該意思決定に		・省内調整
			至る経緯が記録された文書(・機構要求書
			二十三の項)		・定員要求書
					・定員合理化計画
1 7	独立行政	(1)独立行政法	①立案の検討に関する調査研	10年	・外国・自治体・民間企
	法人等に	人通則法(究文書(二十四の項イ)		業の状況調査
	関する事	平成11年			・関係団体・関係者のヒ
	項	法律第10			アリング
		3号) その	②制定又は変更のための決裁		・中期目標案
		他の法律の	文書 (二十四の項ロ)		
		規定による			
		中期目標(
		独立行政法			
		人通則法第			
		2条第3項			
		に規定する			
		国立研究開			
			③中期計画(独立行政法人通		・中期計画
		っては中長			・年度計画
1	1	1			/×+1

	期条規政に年以にじ定に案のな目第定執あ度下お。又関の他経標4す行っ目こい)はす検の緯、項る法で標のての変る討重同に行人は。項同制更立そ要	ては中長期計画、同条第4 項に規定する行政執行法人 にあっては事業計画)、事 業報告書その他の中期目標 の達成に関し法律の規定に 基づき独立行政法人等によ り提出され、又は公表され		• 事業報告書
	人通則法その他規定に及の他の規告を及る報告を必要を で	過程が記録された文書(二十五の項イ) ②違法行為等の是正のため必要な措置その他の指導監督の結果の内容が記録された	5年	・報告・検査・是正措置の要求・是正措置
事項	う政策の評価 に関する法律 (平成13年 法律第86号	1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書(二十六の項イ) ②基本計画又は実施計画の制定又は変更に至る過程が記録された文書(二十六の項イ) ③基本計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書(二十六の項イ) ④実施計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制	10年	 ・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係すのとアリング ・基本計画案 ・通知 ・事後評価の実施計画案 ・通知

		な経緯	文書(二十六の項イ)		
			 ⑤評価書及びその要旨の作成		・評価書
			のための決裁文書並びにこ		・評価書要旨
			れらの通知に関する文書そ		
			の他当該作成の過程が記録		
			された文書(19の項に掲		
			げるものを除く。)(二十		
			六の項ロ)		
			 ⑥政策評価の結果の政策への		・政策への反映状況案
			反映状況の作成に係る決裁		通知
			文書及び当該反映状況の通		
			知に関する文書その他当該		
			作成の過程が記録された文		
			書(二十六の項ハ)		
1 9	公共事業	直轄事業とし	①立案基礎文書(二十七の項	完了後の	• 基本方針
	の実施に	て実施される	イ)	事後評価	・基本計画
	関する事	公共事業の事		終了の日	・条約その他の国際約束
	項	業計画の立案		に係る特	・大臣指示
		に関する検討		定日以後	・政務三役会議の決定
		、関係者との	②立案の検討に関する審議会	10年	・開催経緯
		協議又は調整	等文書 (二十七の項イ)		諮問
		及び事業の施			・議事の記録
		工その他の重			•配付資料
		要な経緯			·中間答申、最終答申、
					中間報告、最終報告、
					建議、提言
			③立案の検討に関する調査研		・外国・自治体・民間企
			究文書 (二十七の項イ)		業の状況調査
					・関係団体・関係者のヒ
					アリング
					• 環境影響評価準備書
					• 環境影響評価書
			④政策評価法による事前評価		・評価書
			に関する文書(二十七の項		・評価書要旨
			^)		・費用対効果分析の算定
					基礎資料
			⑤公共事業の事業計画及び実		・協議・調整経緯
			施に関する事項についての		
			関係行政機関、地方公共団		
			体その他の関係者との協議		

十七の項ロ) ・実施案 ⑥事業を実施するための決裁 文書 (二十七の項ハ) ・経費積算 ⑦事業の経費積算が記録され た文書その他の入札及び契 約に関する文書 (二十七の 項ニ) ・仕様書 第工事誌、事業完了報告書その他の事業の施行に関する文書 (二十七の項ホ) ・工事誌 の他の事業の施行に関する文書 (二十七の項ホ) ・工程表 ①政策評価法による事後評価に関する文書 (二十七の項 ・評価書 ・評価書要旨						
 ⑥事業を実施するための決裁 文書(二十七の項ハ) ⑦事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書(二十七の項ニ) ⑥工事誌、事業完了報告書その他の事業の施行に関する文書(二十七の項ホ) ②政策評価法による事後評価に関する文書(二十七の項ホ) ②政策評価法による事後評価に関する文書(二十七の項ホ) ②政策評価法による事後評価に関する文書(二十七の項ホ) ②政策評価法による事後評価に関する文書(二十七の項を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、				又は調整に関する文書(二		
文書(二十七の項ハ) ・経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書(二十七の項ニ) ・仕様書・業者選定基準・入札結果・工事誌・事業完了報告書その他の事業の施行に関する文書(二十七の項ホ) (国工事誌、事業完了報告書その他の事業の施行に関する文書(二十七の項ホ) ・工事誌・事業完了報告書・工程表・工事成績評価書・評価書専門・費用対効果分析の算定基礎資料・選考案・公園等のための決裁文書及び伝達する事項(等のための決裁文書及び伝達を変の文書(二十八の項)を経緯(5の項(4)に掲げるものを除く。) ・選考基準・選考案・公達考案・公達者案・公達者案・公達者名簿・公章者名簿 (1)国会審議(日本会議文書(二十九の項)を除く。) 10年・議員への説明・趣旨説明				十七の項ロ)		
(つ事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書(二十七の項字) ・経費積算・仕様書・業者選定基準・入札結果・入札結果・工事誌、事業完了報告書をの他の事業の施行に関する文書(二十七の項示) ・工事誌・事業完了報告書・工程表・工事成績評価書・評価書・評価書要旨・費用対効果分析の算定基礎資料・選考案・伝達する事項(4)に掲げるものを除く。) 2 0 栄典又は 栄典又は表彰 (本事の重要な経緯(5の項(4)に掲げるものを除く。) ・選考基準・選考案・伝達・受章者名簿・伝達・受章者名簿 2 1 国会及び(1)国会審議(国会審議文書(二十九の項)審議会等 1の項から 10年・議員への説明・趣旨説明				⑥事業を実施するための決裁		・実施案
た文書その他の入札及び契約に関する文書(二十七の項ニ) ・仕様書・業者選定基準・入札結果・ストレーのではではできます。 (多工事誌、事業完了報告書その他の事業の施行に関する文書(二十七の項本) ・工事誌・事業完了報告書・工程表・工事成績評価書・評価書・評価書をでは書きます。 (多政策評価法による事後評価に関する文書(二十七の項を対象を表彰に関する文書(二十七の項を対象を表彰に関する文書(二十七の項を対象を表彰に関する事項を表彰に関する事項を表彰に関する事項を表彰に関する事項を表彰に関する事項を表彰に表彰を表彰に表彰を表彰を表彰を表彰を表彰を表彰を表彰を表彰を表彰を表彰を表彰を表彰を表彰を表				文書(二十七の項ハ)		
約に関する文書 (二十七の項ニ)				⑦事業の経費積算が記録され		・経費積算
項ニ) ・入札結果 ・工事誌、事業完了報告書その他の事業の施行に関する文書(二十七の項本) ・事業完了報告書・工程表・工事成績評価書・評価書・評価書・評価書等に関する文書(二十七の項本) ・ 次事(工事を表表を記述者を表彰に関する文書(二十七の項本) ・評価書等に表述で表彰に関する文書(二十七の項本)・で記述者を表彰に関する事項を表彰に関する事項を表彰に関する事項を表彰に関する事項を表彰に関する事項を表彰に関する事項を表彰を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を				た文書その他の入札及び契		・仕様書
③工事誌、事業完了報告書その他の事業の施行に関する文書(二十七の項本) ・工事誌 ・事業完了報告書・工程表・工事成績評価書 ・評価書 ・評価書 ・評価書要旨・費用対効果分析の算定基礎資料 ・費用対効果分析の算定基礎資料 ・選考基準・選考案・公室者名簿・受章者名簿 ・公 ・選考基準・選考案・公室者名簿・受章者名簿 ・日本の項(4)に掲げるものを除く。) ・日本の項の ・日本の理の方のではは、まままます。 第一次で表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を				約に関する文書(二十七の		・業者選定基準
の他の事業の施行に関する 文書(二十七の項本) ・事業完了報告書 ・工程表 ・工事成績評価書 ・評価書 ・評価書 ・評価書 ・評価書要旨 ・費用対効果分析の算定 基礎資料 20 栄典又は 栄典又は表彰 表彰に関 する事項 (4)に掲げるも のを除く。) 栄典又は表彰の授与又はは 奪のための決裁文書及び伝達 の文書(二十八の項) 10年 ・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿 21 国会及び 審議会等 (1) 国会審議(1 の項から 国会審議文書(二十九の項) 10年 ・議員への説明 ・趣旨説明				項二)		・入札結果
文書 (二十七の項ホ) ・工程表 ・工事成績評価書 ・評価書 ・評価書 ・評価書要旨 ・費用対効果分析の算定基礎資料 20 栄典又は 栄典又は表彰 栄典又は表彰の授与又ははく 事のための決裁文書及び伝達 事のための決裁文書及び伝達 を選考案 する事項 く奪の重要な 経緯 (5の項 (4)に掲げるものを除く。) ・受章者名簿 21 国会及び (1)国会審議 (国会審議文書 (二十九の項) 10年 ・議員への説明 ・趣旨説明				⑧工事誌、事業完了報告書そ		・工事誌
②政策評価法による事後評価に関する文書(二十七の項の) ・ 工事成績評価書・評価書 ・ 評価書要旨・費用対効果分析の算定基礎資料 20 栄典又は 栄典又は表彰 栄典又は表彰の授与又ははく表彰に関の授与又はは有のための決裁文書及び伝達を選考案の文書(二十八の項) ・ 選考基準・選考案・伝達・受章者名簿 21 国会及び(1)国会審議(国会審議文書(二十九の項) 10年 ・ 議員への説明・趣旨説明				の他の事業の施行に関する		・事業完了報告書
②政策評価法による事後評価に関する文書(二十七の項へ) ・評価書 ・評価書要旨・費用対効果分析の算定基礎資料 ・費用対効果分析の算定基礎資料 ま彰に関の授与又はは 奪のための決裁文書及び伝達する事項 く奪の重要な経緯(5の項(4)に掲げるものを除く。) ・選考案・伝達・受章者名簿 21 国会及び(1)国会審議(国会審議文書(二十九の項) 10年審議会等 1の項から ・議員への説明・趣旨説明				文書 (二十七の項ホ)		・工程表
に関する文書 (二十七の項 ・評価書要旨 ・費用対効果分析の算定 基礎資料 2 0 栄典又は 栄典又は表彰 栄典又は表彰の授与又ははく 1 0年 ・選考基準 ・選考案 ・伝達 する事項 く奪の重要な						・工事成績評価書
へ) ・費用対効果分析の算定基礎資料 20 栄典又は 栄典又は表彰 栄典又は表彰の授与又ははく表彰に関 の授与又はは 奪のための決裁文書及び伝達 する事項 く 奪の重要な の文書 (二十八の項) ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿 経緯 (5 の項 (4)に掲げるものを除く。) ・のを除く。) 21 国会及び (1)国会審議 (国会審議文書 (二十九の項) ・趣旨説明 ・趣旨説明				⑨政策評価法による事後評価		・評価書
20 栄典又は 栄典又は表彰 栄典又は表彰の授与又ははく 表彰に関 の授与又はは 奪のための決裁文書及び伝達 する事項 く 奪の重要な 経緯 (5の項 (4)に掲げるも のを除く。) ・ 選考案 ・ 伝達 ・ 受章者名簿 21 国会及び (1)国会審議 (国会審議文書 (二十九の項) 審議会等 1 の項から 10年 ・議員への説明 ・ 趣旨説明				に関する文書(二十七の項		・評価書要旨
2 0 栄典又は 栄典又は表彰 栄典又は表彰の授与又ははく 1 0年 ・選考基準 ・選考案 する事項 く奪の重要な の文書 (二十八の項) ・選考名簿 ・受章者名簿 (4)に掲げるものを除く。) 2 1 国会及び (1)国会審議 (国会審議文書(二十九の項) 1 0年 ・議員への説明・趣旨説明				^)		・費用対効果分析の算定
表彰に関 の授与又はは 奪のための決裁文書及び伝達 ・選考案 ・伝達 く奪の重要な						基礎資料
する事項 く奪の重要な 経緯 (5の項 (4)に掲げるも のを除く。) ・受章者名簿 21 国会及び (1)国会審議 (審議会等 1 の項から 国会審議文書 (二十九の項) 1 0年 ・議員への説明・趣旨説明	2 0	栄典又は	栄典又は表彰	栄典又は表彰の授与又ははく	10年	・選考基準
経緯(5の項(4)に掲げるものを除く。) ・受章者名簿 21 国会及び(1)国会審議(国会審議文書(二十九の項)・議員への説明・趣旨説明		表彰に関	の授与又はは	奪のための決裁文書及び伝達		・選考案
(4)に掲げるものを除く。) (1) 国会審議(国会審議文書(二十九の項) 10年 ・議員への説明・趣旨説明		する事項	く奪の重要な	の文書 (二十八の項)		・伝達
21 国会及び (1) 国会審議 (国会審議文書 (二十九の項) 10年 ・議員への説明 審議会等 1の項から ・趣旨説明			経緯(5の項			• 受章者名簿
2 1 国会及び (1) 国会審議 (国会審議文書 (二十九の項) 1 0年 ・議員への説明 審議会等 1 の項から ・趣旨説明			(4)に掲げるも			
審議会等 1の項から ・趣旨説明			のを除く。)			
	2 1	国会及び	(1)国会審議(国会審議文書 (二十九の項)	10年	・議員への説明
における 20の項ま ・想定問答		審議会等	1の項から			・趣旨説明
		における	20の項ま			・想定問答
審議等にでに掲げる・答弁書		審議等に	でに掲げる			• 答弁書
関する事ものを除く・国会審議録		関する事	ものを除く			・国会審議録
項 。)		項	。)			
(2) 審議会等(審議会等文書(二十九の項) 10年 ・開催経緯			(2)審議会等(審議会等文書 (二十九の項)	10年	・開催経緯
1 の項から ・			1の項から			• 諮問
20の項ま ・議事の記録			20の項ま			・議事の記録
でに掲げる・配付資料			でに掲げる			•配付資料
ものを除くしまっています。 ・中間答申、最終答申、			ものを除く			·中間答申、最終答申、
。) 中間報告、最終報告、			。)			中間報告、最終報告、
建議、提言						建議、提言
22 文書の管 文書の管理等 ①行政文書ファイル管理簿そ 常用 (無 ・行政文書ファイル管理	2 2	文書の管	文書の管理等	①行政文書ファイル管理簿そ	常用(無	・行政文書ファイル管理
理等に関 の他の業務に常時利用する 期限) 簿		理等に関		の他の業務に常時利用する	期限)	簿
する事項 ものとして継続的に保存す	i l	する事項		ものとして継続的に保存す		
べき行政文書(三十の項)				ッキケオナキ (一」の方)		
				へさ行政又青(二十の頃)		

1	1	I		1	
			ための帳簿 (三十一の項)		
			③決裁文書の管理を行うため	30年	・決裁簿
			の帳簿(三十二の項)		
			④行政文書ファイル等の移管	20年	・移管・廃棄簿
			又は廃棄の状況が記録され		
			た帳簿(⑤に掲げるものを		
			除く。)(三十三の項)		
			⑤第22条第4項に規定する	5年	・廃棄の記録
			行政文書ファイル等の廃棄		
			の記録		
2 3	国有財産	国有財産の管	①国有財産台帳及び付属図面	常用	
	に関する	理(取得、維			
	事項	持、保存及び	②国有財産(不動産に限る。	20年(取得決議書
		運用をいう。)の取得及び処分に関する	保存期間	・処分決議書
)及び処分に		満了時の	
		関する重要な		措置を廃	
		経緯		棄の措置	
				と定めた	
				文書(取	
				得決議及	
				び処分決	
				議のうち	
				特に重要	
				なものを	
				除くもの	
) につい	
				ては30	
				年)	
			③国有財産の貸付けその他の	運用終了	・貸付決議書
			運用に関する決裁文書で運	の日に係	・使用許可に関する決議
			用期間を超えて保有するこ	る特定日	書
			とが必要な文書	以後10	
				年	
			④国有財産の管理及び処分(10年	• 価格改定評価調書
			②及び③に掲げるものを除		
			く。)に関する決裁文書又		
			は管理及び処分に関する重		
			要な実績が記録された文書		
2 4	国際会議	(1)国際会議に	①国際機関に関する会議又は	20年	• 発言要領
	、国際協	関する重要	国土交通大臣等が出席した		・議事の記録
•	1	ı			

	,			,	
	力・国際	な経緯	会議等のうち重要な国際的		• 合意文書
	交流に関		意思決定が行われたものに		
	する事項		関する準備、実施、参加、		
			会議の結果等に関する文書		
			のうち重要なもの		
			②重要な国際会議等(①に掲	10年	・発言要領
			げるものを除く。)に関す		・議事の記録
			る準備、実施、参加、会議		・合意文書
			の結果等に関する文書のう		
			ち重要なもの		
		(2)国際協力・	政府開発援助の基本的な方針	10年	· 専門家派遣実施方針
		国際交流に	、計画、実施及び評価に関す		・実施状況報告
		関する重要	る文書のうち重要なもの		
		な経緯			
2 5	統計調査	統計調査に関	①基幹統計調査の承認申請に	20年	• 承認申請書
	に関する	する重要な経	関する文書		
	事項	緯			
			②基幹統計調査の要領等の制		・要領
			定又は改廃に関する文書		
			③一般統計調査の承認申請に	10年	• 承認申請書
			関する文書		
			④一般統計調査の要領等の制		・要領
			定又は改廃に関する文書		
			⑤調査票(記録媒体を問わず	調査規則	・調査票
			実査段階において作成・収	で定めて	
			集されたもの)	いる期間	
				又は調査	
				計画に定	
				める期間	
			⑥統計の集計結果に関する文書	20年	• 調査報告書
				永年	調査票情報
			本票情報文書	,	12 4 mmy 24 4 114 154
			⑧統計の集計結果の正確性の		集計結果の作成に活用
			検証のための文書		した統計及び行政記録
2 6	契約に関	契約に関する	* '	契約が終	仕様書案
		重要な経緯(・協議・調整経緯
		1の項から2	れた文書	に係る特	
		5の項までに		定日以後	
		掲げるものを		5年	
			1		

除く。)

備考

- この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - 1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思 決定又は条約その他の国際約束が記録された文書
 - 2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合(この表において「審議会等」という。)に検討のための資料として提出された文書及び審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書
 - 3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
 - 4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書
 - 5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書
 - 6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問 若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書
 - 7 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書
 - 8 関係行政機関の長で構成される会議 (これに準ずるものを含む。) 閣僚委員会、副大臣会 議その他の二以上の行政機関の大臣等 (国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる 職員をいう。以下同じ。) で構成される会議
 - 9 省議(これに準ずるものを含む。) 省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等で 構成される会議
 - 10 特定日 第14条第12項 (施行令第8条第9項) の保存期間が確定することとなる日 (19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日) の属する年度の翌年度の4月1日 (当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日)
- 二 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。
- 三 本表の第三欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意志決定に至る過程並びに事務及び 事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているものであるこ とから、同欄における「過程が記録された文書」は、当該行政機関における重要な経緯が記録さ れた文書である。
- 四 本表各項の第四欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に掲げる業務を主管する行政機関に適用するものとする。
- 五 本表各項の第五欄に掲げる具体例は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る 過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から作成が必要な行政文書 の例を示しているものであって、同欄に記載の文書のみを保存すれば必要十分であることを意味 するものではない。
- 六 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理

者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第4条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【I】~【IV】のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には国立公文書館に移管するものとする。

- 【I】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅱ】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅲ】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- 【IV】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置 (移管・廃棄)の判断については、以下の(1)~(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

- (1) 業務単位での保存期間満了時の措置
 - ① 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置 については、次の表(用語の意義は、別表第1の用語の意義による。)の右欄のと おりとする。

	事項	業務の区分	保存期間満了時の措置
法令	の制定又は改廃	及びその経緯	
1	法律の制定又	(1)立案の検討	移管
	は改廃及びそ	(2)法律案の審査	
	の経緯	(3)他の行政機関への協議	
		(4) 閣議	
		(5)国会審議	
		(6)官報公示その他の公布	
		(7)解釈又は運用の基準の設定	
2	条約その他の	(1)締結の検討	移管(経済協力関係等で定型化
	国際約束の締	(2)条約案の審査	し、重要性がないものは除く。
	結及びその経	(3)閣議	

ĺ	緯	(4) 日公宏学	1
	术	(4) 国会審議	-
		(5)締結	_
_		(6)官報公示その他の公布	et, bit
3	政令の制定又	(1)立案の検討	移管
	は改廃及びそ	(2)政令案の審査	
	の経緯	(3)意見公募手続	
		(4)他の行政機関への協議	
		(5)閣議	
		(6)官報公示その他の公布	
		(7)解釈又は運用の基準の設定	
4	省令その他の	(1)立案の検討	移管
	規則の制定又	(2) 意見公募手続	
	は改廃及びそ	(3)制定又は改廃	
	の経緯	(4)官報公示	
		(5)解釈又は運用の基準の設定	
閣議	、関係行政機関	- の長で構成される会議又は省議(これ	hらに準ずるものを含む。)の
決定	又は了解及びそ	の経緯	
5	閣議の決定又	(1)予算に関する閣議の求め及び予	移管
	は了解及びそ	算の国会提出その他の重要な経	
	の経緯	緯	
		(2)決算に関する閣議の求め及び決	
		算の国会提出その他の重要な経	
		緯	
		(3)質問主意書に対する答弁に関す	
		る閣議の求め及び国会に対する	
		答弁その他の重要な経緯	
		(4) 基本方針、基本計画又は白書そ	
		の他の閣議に付された案件に関	
		する立案の検討及び閣議の求め	
		その他の重要な経緯(1の項か	
		ら4の項まで及び5の項(1)から	
		(3)までに掲げるものを除く。)	
6	関係行政機関	関係行政機関の長で構成される会	移管
	の長で構成さ	議の決定又は了解に関する立案の	
	れる会議(こ	検討及び他の行政機関への協議そ	
	れに準ずるも	の他の重要な経緯	
	のを含む。こ		
	の項において		
	同じ。)の決		
	のを含む。こ の項において	の他の重要な経緯	

	1		,
	定又は了解及		
	びその経緯		
7	省議(これに	省議の決定又は了解に関する立案	移管
	準ずるものを	の検討その他の重要な経緯	
	含む。この項		
	において同じ		
	。)の決定又		
	は了解及びそ		
	の経緯		
複数	の行政機関によ	る申合せ又は他の行政機関若しくはま	地方公共団体に対して示す基準
の設	定及びその経緯		
8	複数の行政機	複数の行政機関による申合せに関	移管
	関による申合	する立案の検討及び他の行政機関	
	せ及びその経	への協議その他の重要な経緯	
	緯		
9	他の行政機関	基準の設定に関する立案の検討そ	移管
	に対して示す	の他の重要な経緯	
	基準の設定及		
	びその経緯		
1 0	地方公共団体	基準の設定に関する立案の検討そ	移管
	に対して示す	の他の重要な経緯	
	基準の設定及		
	びその経緯		
個人	又は法人の権利	義務の得喪及びその経緯	
1 1	個人の権利義	(1)行政手続法第2条第8号ロの審	移管
	務の得喪及び	査基準、同号ハの処分基準、同	
	その経緯	号二の行政指導指針及び同法第	
		6条の標準的な期間に関する立	
		案の検討その他の重要な経緯	
		(2)許認可等に関する重要な経緯	以下について移管(それ以外は
			廃棄。以下同じ。)
			・国籍に関するもの
		(3)不利益処分に関する重要な経緯	廃棄
		(4)補助金等の交付に関する重要な	以下について移管
		経緯	・補助金等の交付の要件に関す
			る文書
		(5)不服申立てに関する審議会等に	以下について移管
		おける検討その他の重要な経緯	・法令の解釈やその後の政策立
			案等に大きな影響を与えた事
			件に関するもの
1	I	I	1

1 1		Later A Mr. Head Mr.
		・審議会等の裁決等について年
		度ごとに取りまとめたもの
	(6)国又は行政機関を当事者とする	以下について移管
	訴訟の提起その他の訴訟に関す	・法令の解釈やその後の政策立
	る重要な経緯	案等に大きな影響を与えた事
		件に関するもの
12 法人の権利義	(1)行政手続法第2条第8号口の審	移管
務の得喪及び	査基準、同号ハの処分基準、同	
その経緯	号二の行政指導指針及び同法第	
	6条の標準的な期間に関する立	
	案の検討その他の重要な経緯	
	(2)許認可等に関する重要な経緯	以下について移管
		運輸、郵便、電気通信事業そ
		の他の特に重要な公益事業に
		関するもの
		・公益法人等の設立・廃止等、
		指導・監督等に関するもの
	(3)不利益処分に関する重要な経緯	以下について移管
		・運輸、郵便、電気通信事業そ
		の他の特に重要な公益事業に
		関するもの
		・公益法人等及び公益信託に関
		するもの
	(4)補助金等の交付(地方公共団体	以下について移管
	に対する交付を含む。)に関す	・補助金等の交付の要件に関す
	る重要な経緯	る文書
		・補助事業等実績報告書に関す
		3 to
	(5) 不服申立てに関する審議会等に	以下について移管
	おける検討その他の重要な経緯	・法令の解釈やその後の政策立
	4017.37次門とジ屋が里女は駐押	案等に大きな影響を与えた事
		# 保に関するもの
		・審議会等の裁決等について年
		度ごとに取りまとめたもの
	(6) 国立社行政機関大災事業しよっ	
	(6)国又は行政機関を当事者とする	以下について移管
	訴訟の提起その他の訴訟に関す	・法令の解釈やその後の政策立
	る重要な経緯	案等に大きな影響を与えた事
		件に関するもの
職員の人事に関する	事項	
13 職員の人事に	(1)人事評価実施規程の制定又は変	移管

	BB 3 1:		<u> </u>
	関する事項	更及びその経緯	
		(2)職員の研修の実施に関する計画	廃棄
		の立案の検討その他の職員の研	※別表第1の備考二に掲げるも
		修に関する重要な経緯	のも同様とする。(ただし、
		(3)職員の兼業の許可に関する重要	閣議等に関わるものについて
		な経緯	は移管)
		(4)退職手当の支給に関する重要な	
		経緯	
その位	他の事項		
1 4	告示、訓令及	(1)告示の立案の検討その他の重要	廃棄
	び通達の制定	な経緯(1の項から13の項ま	
	又は改廃及び	でに掲げるものを除く。)	
	その経緯	(2)訓令及び通達の立案の検討その	以下について移管
		他の重要な経緯(1の項から1	・行政文書管理規則その他の重
		3の項までに掲げるものを除	要な訓令及び通達の制定又は
		< ∘)	改廃のための決裁文書
1 5	予算及び決算	(1)歳入、歳出、継続費、繰越明許	以下について移管
	に関する事項	費及び国庫債務負担行為の見積	・財政法第17条第2項の規定
		に関する書類の作製その他の予	による歳入歳出等見積書類の
		算に関する重要な経緯(5の項	作製の基礎となった方針及び
		(1)及び(4)に掲げるものを除く	意思決定その他の重要な経緯
		。)	が記録された文書(財務大臣
			に送付した歳入歳出等見積書
			類を含む。)
			・財政法第20条第2項の予定
			経費要求書等の作製の基礎と
			なった方針及び意思決定その
			他の重要な経緯が記録された
			文書(財務大臣に送付した予
			定経費要求書等を含む。)
			・上記のほか、行政機関におけ
			る予算に関する重要な経緯が
			記録された文書
		(2)歳入及び歳出の決算報告書並び	以下について移管
		に国の債務に関する計算書の作	・財政法第37条第1項の規定
		製その他の決算に関する重要な	による歳入及び歳出の決算報
		経緯 (5の項(2)及び(4)に掲げ	告書並びに国の債務に関する
		るものを除く。)	計算書の作製の基礎となった
			方針及び意思決定その他の重
			要な経緯が記録された文書(
•	•	•	· '

	T	T	
			財務大臣に送付した歳入及び
			歳出の決算報告書並びに国の
			債務に関する計算書を含む。
)
			・財政法第37条第3項の規定
			による継続費決算報告書の作
			製の基礎となった方針及び意
			思決定その他の重要な経緯が
			記録された文書(財務大臣に
			送付した継続費決算報告書を
			きむ。)
			・財務法第35条第2項の規定
			による予備費に係る調書の作
			製の基礎となった方針及び意
			思決定その他の重要な経緯が
			記録された文書(財務大臣に
			送付した予備費に係る調書を
			含む。)
			・上記のほか、行政機関におけ
			る決算に関する重要な経緯が
			記録された文書
1 6	機構及び定員	機構及び定員の要求に関する重要	移管
	に関する事項	な経緯	
1 7	独立行政法人	(1)独立行政法人通則法その他の法	移管
	等に関する事	律の規定による中期目標(独立	
	項	行政法人通則法第2条第3項に	
		規定する国立研究開発法人にあ	
		っては中長期目標、同条第4項	
		 に規定する行政執行法人にあっ	
		ては年度目標)の制定又は変更	
		に関する立案の検討その他の重	
		要な経緯	
		(2)独立行政法人通則法その他の法	移管
		律の規定による報告及び検査そ	19 E
		の他の指導監督に関する重要な	
1 8	マト タキ (元) → 日日	経緯	Life Mr.
1	政策評価に関	政策評価法第6条の基本計画の立	移管
1 0		案の検討、政策評価法第10条第	
10	する事項		
1 0	9 の事場	1項の評価書の作成その他の政策	
1 0	うる争場		

	1	T	
1 9	公共事業の実	直轄事業として実施される公共事	以下について移管
	施に関する事	業の事業計画の立案に関する検	・総事業費が特に大規模な事業
	項	討、関係者との協議又は調整及び	(例:100億円以上)及び
		事業の施工その他の重要な経緯	大規模な事業(例:10億円
			以上)については、事業計画
			の立案に関する検討、環境影
			響評価、事業完了報告、評価
			書その他の重要なもの
			・工事誌
2 0	栄典又は表彰	栄典又は表彰の授与又ははく奪の	以下について移管
	に関する事項	重要な経緯(5の項(4)に掲げるも	・栄典制度の創設・改廃に関す
		のを除く。)	るもの
			・叙位・叙勲・褒章の選考・決
			定に関するもの
			・国民栄誉賞等特に重要な大臣
			表彰に係るもの
			・国外の著名な表彰の授与に関
			するもの
2 1	国会及び審議	(1)国会審議(1の項から20の項	以下について移管
	会等における	までに掲げるものを除く。)	・大臣の演説に関するもの
	審議等に関す		・会期ごとに作成される想定問
	る事項		答
		(2)審議会等(1の項から20の項	以下について移管
		までに掲げるものを除く。)	・審議会その他の合議制の機関
			(部会、小委員会等を含む。
)及び懇談会等行政運営上の
			会合に関するもの
2 2	文書の管理等	文書の管理等	以下について移管
	に関する事項	7 6 7 G 7 G	・移管・廃棄簿
2 3	国有財産に関	国有財産の管理(取得、維持、保	移管(取得決議及び処分決議の
	する事項	存及び運用をいう。)及び処分に	うち特に重要なものに限る。)
	/ V 7 'A	関する重要な経緯	/ JNに主文は 0 ジに成る。/
2 4	国際会議、国	(1)国際会議に関する重要な経緯	移管
2 4	際協力・国際	(1) 日 八 日	12 日
	交流に関する	(2)国際協力・国際交流に関する重	
	事項	要な経緯	
	J . K		
2 5	統計調査に関	統計調査に関する重要な経緯	以下について移管
	する事項		・基幹統計調査の承認申請に関
			する文書
			・基幹統計調査の要領等の制定
•	•	•	

	I		
			又は改廃に関する文書
			・一般統計調査の承認申請に関
			する文書
			・一般統計調査の要領等の制定
			又は改廃に関する文書
			・統計の集計結果に関する文書
2 6	契約に関する	契約に関する重要な経緯(1の項	廃棄
	事項	から25の項までに掲げるものを	
		除く。)	

② 以下の左欄の事項に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

事 項	歴史公文書等の具体例
各行政機関において実施・運用し	・基本計画
ている制度(例:政策評価、情報	· 年間実績報告書等
公開、予算・決算、補助金等、機	・施行状況調査・実態状況調査
構・定員、人事管理、統計等)に	・意見・勧告
ついて、制度を所管する行政機関	・その他これらに準ずるもの
による当該制度の運用状況の把握	
等に関する事項	
国際会議	・国際機関(IMF, ILO, WHO 等)に関する会議又は閣
	僚が出席した会議等であって、重要な国際的意思
	決定が行われた会議に関する準備、実施、参加、
	会議の結果等に関する文書
国際協力・国際交流	・政府開発援助、国際緊急援助の基本的な方針、計
	画、実施及び評価に関する文書
	・国賓等の接遇に関する文書のうち重要なもの
統計調査	・基幹統計調査の企画に関する文書及び調査報告書
	・一般統計調査の調査報告書
その他の事項	・年次報告書
	・広報資料
	・大臣記者会見録
	・大臣等の事務引継書

(2) 政策単位での保存期間満了時の措置

① 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、1の基本的考え方に照らして

、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする

(災害及び事故事件への対処)

激甚災害指定を受けた災害に関するもの、腸管出血性大腸菌O157や新型コロナウイルス感染症など社会的な影響をもたらした感染症等に関するもの、日本航空123便の御巣鷹山墜落事故やナホトカ号油流出事故など甚大な被害を始め社会や環境に大きな影響をもたらした事故に関するもの、地下鉄サリン事件(オウム真理教対策)など社会やその後の政策に大きな影響をもたらした事件に関するもの(我が国における行政等の新たな仕組みの構築)

中央省庁等改革、不良債権処理関連施策、情報公開法や公文書管理法のように行政機関に共通して適用される法制度の創設、天皇の退位、新たな省庁の設置等

(国際的枠組みの創設)

気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催、2020 年 東京オリンピック・パラリンピック等

(革新的又は先端的な技術の研究開発)

スーパーコンピュータ、衛星技術等

② 領土・主権に関連する文書については、1の【IV】に該当する可能性が極めて 高いことから、原則として移管するものとする。

なお、「領土・主権に関連する文書」とは、北方領土及び竹島に関する我が国の基本的立場及び対応に関して作成又は取得した文書のみならず、北方領土及び竹島に関する情報を記載又は記録をした海洋、漁業、鉱物資源及び環境に関する調査その他の調査、教育、地図の作成、航海その他の施策に関する文書も指す。また、尖閣諸島に関しては、領土問題ではないものの、同様の考え方に基づき対処する。

(3) 昭和27年度までに作成・取得された文書

昭和27年度までに作成・取得された文書(日本国との平和条約(昭和27年条約第5号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」)公布までに作成・取得されたものをいう。当時において行政機関の職員に作成・取得されたものに限らない。)は、現下の行政制度と大きく異なる制度の下で作成・取得されたものであることから、我が国の来歴を知る上で重要な情報が記録された希少な文書といえるため、全て移管するものとする。

(4) 特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。また、重要経済安保情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、重要経済安保情報保護活用法、重要経済安保情報保護活用法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

- (5) (1)から(4)に記載のない文書
 - (1)から(4)に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。
- (6) 注意事項

- ① 「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等は全て移管する こととする。ただし、まとめ直しを行った上で、改めて保存期間満了時の措置を 設定することは可能とする。
- ② 移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものと する。
- ③ 保存期間満了時の措置が「廃棄」とされている行政文書ファイル等についても、1の【I】~【IV】に該当すると判断される場合には、移管すべきものである場合がある(例:直轄事業として実施される総事業費 10 億円未満の公共事業であっても、歴史的に重要な建造物を修繕した場合や、国会で議論され、国民の関心事項となった事柄等)。また、当初「廃棄」とした行政文書ファイル等についても、保存期間中に生じた出来事などによって歴史的重要性を帯びる可能性があり、その場合には、保存期間満了時の措置を「移管」に変更する必要がある。
- ④ 移管することとされた文書に関連する広報資料については、移管文書の理解に 資するため、必ず当該移管する文書を含む行政文書ファイル等に合わせてまとめ 、移管することとする。